

熱中症にご注意を！

昨年、市内での熱中症による救急搬送者は、80名でした。今年も猛暑日の到来が予測されます。真夏を迎える前に熱中症対策に取り組みましょう。

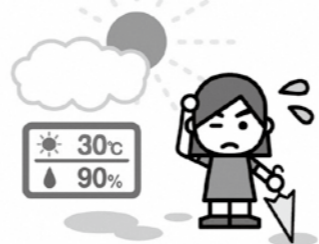
熱中症にご注意を！



- 熱中症が疑われる人を見つけたら(熱中症の応急処置)
 - ①意識はある？
意識があれば、涼しい場所に移し、服を緩め、身体を冷やします。意識がない場合は、すぐに救急車を呼ぶとともに同様の応急処置をしましょう。
 - ②自分で水が飲める？
自分で飲める場合は、イオン飲料、経口補水液など水分・塩分を与えます。飲めない場合は救急車を呼びましょう。
 - ③症状が改善した？
症状が回復するまで、しばらく安静にしましょう。回復しない場合は、医療機関を受診しましょう。

●熱中症になりやすい気象条件
初夏の突然の猛暑日、梅雨時の蒸し暑い日、梅雨が明けたばかりの暑い日など、季節の変わり目で、急に気温が上昇した日は、熱中症になりやすいので気をつけましょう。

湿度が高いときは注意



体調に異変を感じた時は早めに休息を



問(市)消防署 救急救助課
☎89-0173

6月7日(日)～13日(土) 危険物安全週間

令和二年度危険物安全週間推進標語
「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

昨年、京都市内で発生した爆発火災を受け、2月より、ガソリンスタンドでガソリンを容器に詰め替えて購入する場合、本人確認が義務化されました。これに伴いホームセーターなどの店舗において、ガソリンを購入する場合も本人確認が必要となります。危険物の安全な利用を徹底するために今後も皆様のご理解とご協力をお願いします。
ガソリン・軽油など、車両や農機具の燃料となる危険物は、私たちに近づいて身近で必要不可欠な存在ですが、安全な取り扱いを心がけましょう。

問(市)消防本部 予防課
☎89-0171

優良運転者を表彰

▼対象者 交通安全協会の会員で、過去に禁固以上の刑を受けたことがないなどの一定の条件があります。表彰の機会を逃していた方は、特例措置ができましたので問い合せてください。

▼受付期限 6月30日(火)
▼持ち物 免許証、会員証、印鑑、優良者カード、手数料670円
問・申請 三木交通安全協会
☎003-2715

〈運転年数表〉

	金賞	銀賞	銅賞
自家用自動車	20年	15年	8年
営業用自動車	15年	10年	5年
原付自転車	30年	20年	10年



三木警察だより ☎82-0110

災害に備えよう

これからの季節は、大雨や台風の影響により、河川の急な増水・氾濫・土砂崩れなどの発生が懸念されます。災害への備えをもう一度確認しましょう。

- 日頃の備え
 - ・防災マップで想定される浸水区域や土砂災害の危険箇所を確認する
 - ・いざというときの避難方法、避難場所や避難経路、連絡方法などを家族で話し合う
 - ・非常時の持出用品をチェックする
- 避難場所の確認
 - ・学校や公民館など、避難場所への経路を確認する
 - ・避難時の持ち物は最小限にして、両手が使えるようにする
 - ・テレビやラジオ、市の防災情報などから、避難情報や気象情報などの正確な情報を入手する
- 屋外の備え
 - ・窓や雨戸の鍵をしっかりとかけ、必要に応じて補強する
 - ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定、または家の中に入れる
- 家の中の備え
 - ・懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、貴重品など非常用品を確認する
 - ・飛散防止のフィルムを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物に備えてカーテンやブラインドを下すなど、強風に備える
 - ・断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する



Q&A 消費生活相談 問(市)生活環境課

最近の相談から

- ・台所と洗面所、2カ所の水漏れの修理を業者に依頼した。事前の説明がなかったが、見積もり額の提示もなく、13万6千円を請求され不満である。マンションの管理人に相談すると、当センターへ相談した方がいいと言われた。(89歳女性)
- ・トイレが詰まったため、業者に修理をしてもらった。請求額が14万円と高額なので、カード決済したが支払いたくない。(24歳男性)

「見積もり無料」、「工事費1,000円から」と広告に明記されていても、高額な修理代金を請求されるケースが後を絶ちません。修理業者に契約を迫られても、慌てず料金や内容を確認しましょう。納得できない場合は、その場で契約をしないように気を付けてください。
急な事態に備えて、日頃から安心して依頼できる業者の情報を集めておきましょう。

【アドバイス】

どうすればよいか分からない、どこへ相談すればよいか迷う時は、問題点や経緯を整理するためにも、まずは当センターへご相談ください。



消費生活相談
商品や契約に関する苦情や多重債務に関すること
▶日時 月・火・木・金曜(第4木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
▶場所 市役所 2階消費生活センター